

勤労者退職金共済機構
資産運用の基本方針の概要
(平成14年11月1日策定)

I 基本的考え方

1. 基本原則、運用の目的

- ・ 資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守し、退職金を将来にわたり確実に給付できるよう、安全かつ効率を基本として実施。
- ・ 退職金共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的。

2. 運用の目標

【中退共・林退共】

- ・ 中退法等に定める退職金の額を前提として、中期的に退職金共済制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標。

【建退共・清退共】

- ・ 中退法等に定める退職金の額を前提として、中期的に退職金共済制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標。

3. 資産構成

- ・ 最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

【基本ポートフォリオ】

【中退共】 期待收益率 2.10% 標準偏差 2.54%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	83.0	8.5	3.7	4.8	100.0
乖離許容幅	±6.0	±3.0	±2.0	±2.0	

【建退共】 期待收益率 2.13% 標準偏差 1.65%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	84.2	6.3	3.1	3.1	3.3	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

【清退共】 期待收益率 2.32% 標準偏差 1.04%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	91.9	4.1	2.0	2.0	100.0
乖離許容幅	±8.0	±2.0	±1.0	±1.0	

【林退共】 期待收益率 1.98% 標準偏差 0.86%

	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

- ・ 基本ポートフォリオは、毎年度検証を行い、策定期の諸条件が変化した場合は、必要に応じて見直す。

4. 自家運用と委託運用

- ・ 資産運用は、キャッシュフローの確保、収益の向上等の観点から、自家運用と委託運用の適切な分担の下に実施。

5. 情報公開の推進

- ・ 運用の基本的な方針、運用の結果等資産運用に関する情報を、適時、公開。

II 自家運用

① 自家運用の位置づけ

- ・ 運用の効率化に資するため、資産の一部を自ら管理運用。

② 基本的投資スタンス等

- ・ バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を実施。
- ・ リスク管理を目的として、同一発行体への投資額（債券保有総額の10%以下）及び取得格付け（A格以上）について制限（国債、政府保証債、地方債を除く）。

③ 運用対象

- ・ 中退法第79条に定める財政融資資金預託金、有価証券、預金、長期貸付金（新規運用なし）、不動産（中退共のみ）。

III 委託運用

1. 金銭信託（中退共においては信託）による委託運用

① 受託機関の選定

- ・ 当該受託機関の運用管理体制、運用方針・運用スタイル等を評価の上選定。

② 受託機関の評価

- ・ 定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を実施。評価対象期間は、3～5年を原則。
- ・ 定量評価は、ファンド毎の時間加重收益率を、それぞれの資産構成に基づいて計算された複合市場平均收益率（複合ベンチマーク）と比較することなどにより実施。
- ・ 定性評価は、選定の基準と同様な項目などを検証することにより実施。

③ シェア変更

- ・ 評価結果に基づいたシェア変更等を実施。

④ 受託機関の責務等

- ・ 法令を遵守すること、善良なる管理者の注意をもって最善の努力を果たす責務（善管注意義務）を負うこと。

⑤ 運用状況に係る報告

- ・ 受託機関の管理、評価を行うため、少なくとも四半期毎に損益状況、パフォーマンス状況等の報告書の提出を義務付け、原則として四半期毎に運用状況等に関しミーティングを実施。

⑥ 資産運用上の遵守事項

- ・ 単独運用の原則、フルインベストメントの原則の遵守。
- ・ 資産の価値を維持し、より高い運用収益を確保するため、必要に応じ株主議決権を行使すること。

2. 生命保険資産による運用

① 新企業年金保険

- ・保険金支払能力、格付け等を考慮し会社を選定、評価。
- ・評価に基づいたシェア変更等を実施。
- ・管理、評価を行うため、報告書（決算状況、運用状況等）の半期毎提出を義務付けるとともに、ミーティングを実施。

② 新団体生存保険（中退共のみ）

- ・信託による委託運用の取扱いに準拠。

3. 有価証券信託による委託運用

- ・運用体制、健全性等を考慮し選定。
- ・収益率等を評価、ほか信託による委託運用の取扱いに準拠。

IV 運用管理体制

① 資産運用委員会

- ・基本方針、運用計画等運用に関する重要事項を審議することを目的
 - ・機構内部の担当役職員で構成
- ② A L M研究会（中退共）、資産運用検討委員会（特退共）
- ・基本ポートフォリオ及び基本方針の策定等について助言を得ることを目的
 - ・外部の専門家で構成

③ 資産運用評価委員会

- ・機構の運用の実績について評価を受けることを目的
- ・外部の専門家で構成

V 基本方針の変更

- ・前提条件に大きな変化が生じた場合、外部の専門家の助言を得た上で、必要な手続きを経て変更。